

教育の無償化と公教育制度の諸構想 (上)

——ニューヨーク市 1826—1832——

武川一彦

A Study of Tution Fees and Public Schooling in New York City, 1826-1832.

Part 1

Kazuhiko MUKAWA

In 1826, the New York Free School Society changed its charter and renamed itself as the New York Public School Society. Accompanied with this single substitution of Public for Free was a transformation of tution system. In this year, the Society firstly charged tution fees according to economic abilities of parents. But in 1832, only six years' experiences, this tution system was abandoned.

In this study, I try to examine why the tution system was changed between 1826 and 1832. Part 1 deals with rationales proposed by the Society, for and against tution fees. In Part 2, Special attention will be focused upon controversies between the Society and the Working Men.

<目次>

はじめに

I. 授業料徴収の構想

A. 1826年の憲章改正

B. 「Common School Fund の配分に関する委員会報告」

II. 教育税の導入と授業料の廃止

A. 授業料徴収の失敗

B. 教育税による学校の維持、授業料の廃止

…………以上、本号

III. Working Men's movement の教育構想

おわりに

はじめに

ニューヨーク市が授業料徴収を廃止し、教育の無償制を実現したのは1832年のことであるが、その経緯については次のように説明されてきている。

ニューヨーク市の事例は、授業料が子どもを学校から引き離す点で有効であったことを良く示している。公立学校協会は増加する需要に応ずるだけの資金がないことに気がつき、1826年には支払能力のある親に授業料を課すことにより、資金を徴収しようとした。 [...] 授業料徴収が実施される2日前には3,457人の生徒がいたが、6ヶ月後には、2,999人に減少

する。また、1学期に2ドルを支払って学ぶ生徒は、137人から13人へと減少する。支払われた授業料総額は、1826年には4,426ドルであるが、1831年には1,366ドルとなる。何をなすべきかは明らかである。そこで資金を新たに確保して、1832年に学校は再び完全な無償となった¹⁾。

E.P. Cubberleyによるこの説明は、書かれている事実に関しては正確なものである。それゆえにか、通史である『世界教育史大系17 アメリカ教育史I』も、これに基づいて叙述を行っている²⁾。

また青木薰³⁾、永塚史孝⁴⁾両氏のニューヨーク市を対象とした研究は、より最近のアメリカの研究成果を踏まえ、公立学校協会について詳細に検討したものではあるが、無償制の実施については多くを語っていない。そして私自身も一度この点に言及したことがあるが、その時には「このような状況〔生徒数の減少〕を改善するために、協会は授業料を廃止し、『学校は公共の収入により維持され、公共の財産となり、慈善としてではなく共通の権利として全ての人に開かれていくなければならない』と、教育税による学校の維持を提唱した」と述べるに留まっていた。

しかしながら、現在、Cubberleyの説明や拙稿も含めた先行研究の叙述にはいくつかの疑問を抱いている。以下では、それを示しながら本稿で検討されるべき課題を述べていきたい。

公立学校協会の歴史は、授業料を指標にすると以下のように区分することができる。

- ① 1805–1826年 授業料不徵収
- ② 1826–1832年 授業料徵収、支払い能力のない者は免除
- ③ 1832年以降 授業料不徵収

ここから明らかなように、授業料を徵収していたのは②の6年間だけであり、協会の48年間の歴史の中ではごく一部にすぎない。また授業料を支払うことができない貧困な人々に対しては免除の制度も確立していた。以上の点から、この6年間は単に資金不足を解消する手段として授業料に頼っただけにすぎない、すなわち授業料徵収は協会の性格を代えるほどのことではなかったと思われるかもしれない。しかしながら、後述するように、1826年には協会の憲章が改正され、慈善教育団体という限定をはずしてニューヨーク市の普通教育の担い手になることが図られていたのである。そしてこの構想の中で授業料は、慈善教育というレッテルを剥がすための鍵となるものと期待されていた。であるならば、授業料は単なる資金補填の方便ではなかったはずである。それが予定していた役割と、対応する教育構想が検討されなければならないであろう。

第2に、②の期間が以上のような性格を持つものだとすると、③は①への単純な回帰ではないであろう。慈善教育での授業料不徵収と普通教育での授業料不徵収とは、自ずから意味するところが異なっているはずである。従って Cubberley のように量的側面（授業料額）に着目して「再び完全に無償となった」と評価するだけでは不十分であり、質的側面の検討が必要となる。さらに次に述べる第3の点とも関連して、「共通の権利として全ての人を開かれ」るというとき、そこでいわれている「権利」の内実が問われなければならないであろう。

第3に、公立学校協会を社会的文脈の中で対象化する重要な視点として、この時期のニューヨーク市に見られたもう1つの公教育論と公立学校協会の授業料政策との関連を検討する必要があるだろう。日本でのアメリカ教育研究の中では従来ほとんど指摘されることがなかったが、②の時期はニューヨーク市で労働運動が高揚した1829–1830年を包括している。そして労働運動の主要な要求の1つが、すべての階級に平等な州立学校制度の確立であった。このような主張の背景には、当時の中心的教育機関である公立学校協会に対する強い批判が存在していたのである。また貧困な労働者に対して家父長的な立場⁶⁾にあった協会が、「子ら」の反抗を前にして無関心でいることはできなかつたはずであり、授業料の無償化

には労働運動への対応という側面があったと思われる。本稿では資料的な制約もあり、労働運動と公立学校協会の授業料政策との関連を直接的に論証することは困難であるが、被教育者として想定されていた労働者の抵抗が協会に及ぼした影響についての仮説的な見解を提示したい。

I. 授業料徵収の構想

A. 1826年の憲章改正

先述したように、公立学校協会は1826年に憲章の改正を州会議から認められている⁷⁾。本稿の課題に関連する改正点は以下の3点である。

- ① 協会の名称を、「ニューヨーク無償学校協会」から「ニューヨーク公立学校協会」に変更する。
- ② 協会が教育の対象とする子どもは、従来は「無償教育の適切な対象たる市の全ての子ども」(1808年州法)であったが、「子どもや親の所属している宗派にかかわりなく、また無償教育の適切な対象であるか否かを問わず、市の全ての子ども」に広げる。
- ③ 協会理事(trustees)は、生徒の親の経済力に応じて適切な授業料を徵収することを認められた。ただし、理事の判断により授業料は免除される。「いかなる子どもも、授業料を支払えないことを理由に、協会の学校を利用することを拒否されては」ならない。

この改正によって、協会は貧困児童を対象とした慈善学校から、全ての子どもに開かれたという意味での「公立学校」へと性格を変える。

元来この協会は、貧困のために教育を受ける機会を持たない子どもの増加が、社会秩序の脅威となることを危惧したビジネス・エリートが中心となって組織したものである⁸⁾。1805年の設立当初の目的は、貧困な親の教育への無理解や子どもへの無関心により起こる「無知と悪徳、あらゆる種類の不道徳が産み出す多くの悪魔」から子どもを守り、労働者階級が「次第に勤勉でなくなり、不道徳となり」、浪費家になっていくことを妨げるために、教育を行うことであった⁹⁾。

それでは1826年の憲章の変更は、このような当初の目的が達成されたことによるのであろうか。あるいは慈善教育に対する批判的検討が協会内部で行われたのであろうか。前者の問い合わせへの答えは、明らかに否である。表1は、ニューヨーク市の教育を受けている生徒数について、次節で取り上げる協会の「Common School Fundの配分に関する委員会報告」の算定をまとめたものである。協会の学校はおよそ4,400人を教えているにすぎず、は

るに多い7,000人の子どもがまったく学校に通ってはいない。従って、慈善教育という当初の目的は決して達成されていたわけではなく、なすべき仕事は山積しているはずである。とすると、協会は慈善教育を批判的に検討し、教育に対する考え方を変更したのであろうか。以下にこの点を検討する。

表1 1824年の学校別生徒数

16才以下の子ども	53,000人*
学齢児童数（5才から15才）	27,000人
学校へ通っている子ども	
協会の学校	4,384人
非宗派の慈善学校	2,592人
宗派学校	3,407人
私立学校と日曜学校	9,617人
小計	20,000人
教育を受けていない子ども	7,000人

*1820年センサスの47,282人より推定

〔出典〕 Bourne, op. cit., p.87 より作成

B. 「Common School Fund の配分に関する委員会報告」

1826年の憲章改正をリードしたのは、1825年1月28日に提出された、協会理事会の「Common School Fundの配分に関する委員会報告」¹⁰⁾である（以下は「報告」と略記）。この委員会の設立の契機となった、the Bethel Baptist Chuchとの教育基金配分をめぐる論争や「報告」全体の概要については、かつて検討しているので参照していただきたい¹¹⁾。ここでは「報告」が従業料徴収について言及している部分を整理して、その意味を明らかにしていく。

「報告」が授業料徴収の根拠としている点はいくつかあるが、市民の不満については特に繰り返し言及されている。

北よりのワード（upper wards）に住む多くの市民は、多くの子どもを良い私立学校に通わせるには貧困であり、無償の学校に通わせるには独立心が強すぎる人々であるが、彼らは州の他のカウンティと同じく教育の奨励のために課税されているにもかかわらず、教育基金から利益を受けていないと、激しく不満を述べていることは広く知られている。

多くの小さな私立学校の条件が悪く、協会の学校の教育と施設が優れているために、貧困ではあるが勤勉な市民の子どもの入学を認めてほしいという申込

が、しばしば行われている。ただし無償で受けるのは嫌なので、毎年少額を支払うことを認めて欲しいと。

以上のように「報告」が何回も繰り返し市民の不満を取り上げているのは、彼らが教育基金を支える納税者であるからである。ニューヨーク州では1812年法の規定により、州教育基金から配分を受けるためには同額をタウンで徴収するものとされている。そして合計額が教員給与に充てられ、校舎の建設費・維持費等は学区で課税徴収する。教育基金及び課税額でも不足する教育費は、授業料（Rate-Bill）として徴収していた。ところがニューヨーク市の場合は、1795年法による補助金の配分以来、貧困者を対象とする授業料を徴収しない慈善学校に配分先を限定してきている¹²⁾。従って、「報告」の取り上げる市民の不満は、州の他の地域の住民と同一の利益を受けられることを求めたものであり、the Bethel Baptist Churchとの論争後、教育基金の独占的配分を市会（Common Council）に要求していた協会にとって無視することはできないものであった。

さらに「報告」が市民の不満を受け入れたより積極的な理由としてPascuは、1820年代にはいり初めて工業界（mechanic community）の指導者（親方や工場主）が理事になったこと、多数の地域の政治指導者が協会に参加したことを指摘している¹³⁾。協会の運営を行う理事は、協会の存続した48年間ほぼ一貫して金融業、商業を中心とするビジネス・エリートが大多数を占めていた¹⁴⁾。彼らは多くの富を持ち、市の上層に位置する人々であり、協会の慈善教育機関という性格に満足していた。しかしながら「報告」を作成した委員会の委員長が工業界の1員であるStephen Allenであったことに象徴されるように、1820年代に新たに協会に参加した人々が市の中間層の意見を持ち込んだのである。

しかしながら、注意しておくべきことは、ここで対象とされている市民は、繰り返しになるが、高い授業料を徴収する良い私立学校に子どもを通わせるほどの経済力はないが、少なくとも課税の対象となる財産を有する人々である。このような人々が当時どのくらいいたのかを示す資料は現在入手できていない。従って正確なことは言えないが、1816年に第3、5、8ワードに住む親方（master）と職人（journeyman）の内、課税対象となる不動産を有するのは親方54.4%，職人3.5%，動産を有するのは親方70.2%，職人24.0%，その他の資産を有するものは親方74.0%，職人26.1%であったという数値は参考となる¹⁵⁾。「報告」の作成の時点とは約10年の違いがあるが、この間に1819年の恐慌や移民数の増加による労

働き力供給の過剰も起こり、貧富の格差はさらに拡大していると思われる。従って、このような不満を抱くことのできる市民はごく少数であり、市民全体の意見を代表しているとはいえない。

だとすると、「協会の学校あるいは慈善学校に子どもを通わせている親のほとんどが、私立学校が通常要求するほどの授業料を支払うことはできないかもしれないが、おそらく子どもの教育のためにいくらかの授業料を支払うことはできるであろう。そうであるならば、完全な無償教育の妥当性には疑問がある」という、「報告」の現状認識こそが疑わしいものとなる。この点は、授業料の導入後、直ちに明かになっていく。

以上のように、授業料の導入の1つの理由は、市民の中にある不満を解消するという政治的なものであった。が同時に、小規模で質が低い私立学校に子どもを通わせざるをえない市民の不満に応え、彼らの子どもが協会の学校に入学できるようにすると、ランカスター・システムによる「市の全初等学校の統一的な制度」を構築することができると計画されていたのである。すなわち、「必要な資格を持たず、時には道徳性さえが疑わしい」教員が経営する私立学校に代わり、規律と勤勉、プロテスタント精神を中心とする協会の教育が市の隅々にまで行き渡ることで、健全な社会を築こうとするものであった。

しかしながら、授業料は貧困者にとってこそ決定的な意味を持つと考えられていた。すなわち、「ニューヨーク市には多くの慈善施設があるが、それが貧困者に救済の手を差し出すことにより、貧困を防止するために必要な努力を押さえる傾向があり、慈善施設が治療しようとしていた当の悪徳を増加させ蔓延させている。このような施設は、[...] 社会の福祉を促進してはいない」。協会の学校は、貧困な子どもたちに知識と道徳性を授け、貧困を抜け出すための動機付けと手段を与えてきている。

「しかしながら、協会の学校に子どもを通わせている親に、教育への代償を支払わせることができるならば、学校から生じる道徳的な利益は大きく増える」ことになると考えられていたのである。

授業料を支払うことで、「自己や家族のために行われたサービスには代償を支払わなければならない」し、「公共の援助を受けなくてはならない時にも、自分もまた努力しなければならない」という心構えが形成されるという。

また「支払った金額が大半の物の価値を示す唯一の基準であり」、「代償を必要としないものは、ほとんど価値がないものだと見なされる」傾向が一般的である。従っ

て「親が子どもの教育費を支払うようになると、親の教育への関心は確実に高くなり、[...] 学校へ規則正しく出席することをより厳しく命じるようになる」。

さらに「親に教育への対価を支払う習慣ができると、子どもに親に対する尊敬と感謝の気持ちが起きるだろう。子どもは親に対するより大きな義務を感じ、社会秩序と良き政府の根底にある道徳律を遵守しようという動機が高まる」ことになる、とされていた。

このように「報告」は、貧困者の自助を強調し、同時に教育はサービスであり対価を必要とする考え方を示している。また、家族あるいは親子関係を重視している点もこれまでにない特徴であるはあるが、パターナリストイックな協会の立場は変わっていない。

以上、「報告」の授業料に関連した部分を検討してきた。強調しておきたい点は、「無償学校」から「公立学校」への変更が、そこで行われる教育の変化を伴わなかつたことである。たしかにより高度な教育要求に対応することができるよう、従来のカリキュラムに文法と地理を加えた高学年向けのクラスは新設された。しかしながら、それを受けたためには普通のクラスよりは高い授業料が必要であり、誰もが平等に受けられるものではなかった。さらに重要な点は、「報告」作成者が、協会の学校が私立学校や宗派学校に対して優れている点を強調し、ランカスター・システムに絶対の自信を持っていたことである。後に批判されるように、記憶と反復を重視し子どもの自由な活動を抑制するこの方法を、協会は規律と勤勉、プロテスタント精神に基づく道徳性を貧困者に教えるにはふさわしいものだと考えていた¹⁶⁾。憲章の変更により、学校は貧困者のものから全ての子どもに開かれたものに変わったが、内実の変更はされなかつたのである。むしろ市の初等教育全体をこの方法で再編成することが考えられていたのである。従って、慈善教育への批判的検討が協会内部で行われていたのだろうか、という先に提示した問いには、否定的にならざるをえない。

さらに「報告」は、学校を全ての子どもに開くことの意味を、市全体の教育の効率的運営や劣悪な私立学校の淘汰という以上には、ほとんど述べていない。ただ1度「市の全ての階級の結合」が言られているのみであり、それも唐突の感を否めない。社会の階層分化の深まりに対してまだ協会は自覚的ではなかつた。

従って、授業料徴収を梃に、慈善の汚名を拭い、市の「公立学校」になるという協会の試みは、中間層に学校を開放することで授業料収入による経済的基盤の確保と、教育基金の独占への支持を募ることを主要な目的としていたと評価せざるをえない。

II. 教育税の導入と授業料の廃止

A. 授業料徴収の失敗

従業料を徴収することで協会の収入を安定させるという構想は、しかしながら冒頭のCubbrleyの引用が示すように失敗し、生徒数の減少を招くことになる¹⁷⁾。

授業料の額は、ほぼ同等の教育を提供する私立学校の約1/4であり、最も質の低い私立学校と比較しても安価であった¹⁸⁾。にもかかわらず、生徒数の減少が生じたのはなぜであろうか。

協会の「第22年報」は、授業料の導入が性急であり、他者への依存という貧困者のもつ習慣を変えるだけの説得を行うことができなかったことを指摘している。つまり協会は貧困な人々の性格に原因を見ているのである。ここからも協会が社会上層部の団体であり、貧しい人々を教化の対象としていたことがうかがえる。

しかしながら1827年2月に提出された「生徒数の減少を算定するための委員会報告書」は、多くの貧しい子どもが学校を辞めていく理由は、安価な授業料さえ払えないほど貧しく、しかも授業料免除で教育を受けることにより「自分が貧困であることを告白するにはプライドが高すぎる」ためであると、授業料が学校の中に差別を持ち込んだことに原因を求めていた。つまり協会自身は、貧困者を対象とした学校という汚名を拭うことができたかもしれないが、授業料の支払能力を基準に生徒を識別することで、それまで抵抗なく無償教育を受けていた人々に自分が貧しいことを否応なく意識させたのである。これが最大の理由であるだろう。第I章で指摘したように、協会が依拠しようとした比較的余裕のある市民はごく一部にすぎず、大半の市民は協会の予想をも及ばない生活苦を抱え、少額と言えども授業料の負担はきつかったのである。「報告」は、工業界の意見を反映したものではあったが、だが彼らは工場主や親方など比較的収入の多いメンバーであり、普通の労働者の生活を代表してはいなかつたのである。この点は次章で Working Men's movement の教育構想を検討する際に、裕福な親方と貧しい職人の教育観が対立していたことを明らかにしたい。

これ以外に授業料収入が予測を下回った理由として、Pascuは以下の指摘をしている¹⁹⁾。第1は、多くの親が1学期か2学期分の授業料を支払い、授業料を払っている生徒という身分を確保すると、それ以降は支払を拒否した点である。そして親の支払拒否の理由は、「公立学校協会は教育基金を受け、その半額は市民に課税したものであるから、個々人に支払を要求する権利を持たず、「授業料は、協会の学校のために人々に2回支払う

ことを強制する不公正な方法である。」というものであった。第2に、協会が自負するほど、その教育を市民が評価していないかったことが指摘されている。それまで在籍させていた親の中に、授業料を払うのであれば、協会よりも私立学校を選択するものが現れる。従って、小規模の私立学校から生徒を獲得して、私立学校を淘汰して統一的な初等教育制度を確立するという構想は、逆に協会を私立学校との競争にさらすこととなった。

以上のような理由によって、授業料収入によって経営を安定させることは不可能となった。加えて、人口の増加と居住地域の拡大により、それまで学校のなかった地域に建設することが必要となり、1826年から1831年にかけて多額の借金をして新たに6校を開校している。このように多くの親に授業料を拒否されながら、他方、学校の新設の必要に直面した協会は、別の財源を求めることがある。そして一度親や市民から拒否された協会が、新しい構想を作成するためには、授業料を鍵とした「公立学校」のあり方を反省し、今度こそ慈善教育を克服することが必要となるのである。

B. 教育税による学校の維持、授業料の廃止

授業料を漸次廃止して教育税により学校を維持することを提案したのは、1828年2月に理事会に対して行われた執行委員会（Executive Committee）報告である。だがこの報告を参照することはできなかったので、報告と同時に提出され、報告の提示した論点と事実の「ほとんどを具体的に述べている」²⁰⁾といわれる「市民への呼びかけ」（Address to The Public, 以下は「呼びかけ」と略記。）²¹⁾を分析し、その論理を明らかにしたい。

「呼びかけ」は、先に検討した「報告」とはまったくトーンが異なり、「私たちの置かれている状況を良く理解すれば、現在の教育制度が不十分であることを深く思いいいたらねばなら」ず、また「私たちの権利、財産、そして生命さえの安全が、人民の性質、とりわけ知性に左右されるので、理事会は現状に対する不安と危惧を押さえることができない」と、教育が普及しないことへの反省と、既存の社会秩序が脅かされることへの強い危機感を基調としている。

この危機感は、ニューヨーク州が2年前の1826年に、白人の成人男子に限定したことではあるが、財産による選挙権の制限を廃止し普通選挙制度を確立したことが生みだしたものである。普通選挙制の導入により、市の政治権力は大土地所有者や金融業者、大商人の利益を代表する保守的な National Republicans から、工場主や親方などの利益を代表する Democratic Republicans に推移

する²²⁾。さらに「呼びかけ」の出された1828年には、労働者の政治的な組織化も始まっている。協会理事の政党への帰属を検討した Cutler は、理事の中には National Republicans (後の Whig) もいれば Democrats もおり、協会が特定の政党との結び付きを持つものではないことを指摘している²³⁾。しかしながら、理事の多くは成功した金融業者や商人であり、旧支配層を基盤に協会が発展してきたことを考えると、この新しい事態を彼らが看過できなかったことは容易に理解できる。「私たちが自由な制度を維持しようとするのであるならば、教育の手段が選挙権と同時に拡張されなければならない」、「教育を受けていない人や啓発されていない人々は、政治的な野心のおもちゃや道具にされてしまう」という主張は、これを端的に示したものである。教育を普及し、人々に知識を与えることにより、「人々が政治権力を賢く行使できるようにする」ことが、この「呼びかけ」の大きな目的であった。

このような課題に対処するためには「現行制度は、政治体制の精神と調和していない」不備なものである。1826年の授業料徴収は「公教育 (public instruction) を、相当程度は貧困と慈善との不名誉な連関から解放した」が、だが期待していたほどの改善は行われてはいない。また授業料はこのような事態に対応した教育を「行うことはできないし、またそのように計画されていない」のである。新たな事態に対応した教育とは、「公立学校を社会の全階級に平等に開放する」ことであり、「そのためには貧困な人々に提供される教育の手段は、私たちのできる最高のものでなければならない」という。授業料を導入した「報告」が、貧困者の自助と教育への対価の支払が親の関心を高めることを論じていたのとは対照的に、ここでは協会の提供する教育の質を高めることにより、就学率を上げることが計画されている。このことは私立学校との競争を余儀なくされた協会が、もはや圧倒的な優位を誇ってはいないことの証左であろう。従って、「報告」と対比すると「呼びかけ」は、市の教育の現状をよりリアルに認識していたと考えることができる。

さらに、「報告」と同じく、ここでもまた学校を全ての人々に開放することが主張されているが、だがこれも「報告」の繰り返しではない。さまざまな階級の子どもが同じ学校で学ぶことにより、「異なる外見をもつ人々の本当の価値を理解することができ、能力という最高の報酬が全ての人に平等に与えられていることを実感することができ、環境の違いがしばしば引き起こす嫉妬心を拭い去り、社会の異なった階級の間に存続する関係が、敵対的なものではなく相互に利益となり依存しあう関係

であると感じられるようになる」と、根拠を示しているのである。つまり今回は社会格差の拡大に伴う深刻な階層間の対立と疎外感を克服する役割を学校に期待していたのである。またここは教育によって平等を実現するという、典型的なアメリカの教育観の萌芽も見いだすことができる。

以上のような改革を行うためには、「学校は公共の収入により維持され、公共の財産となり、慈善としてではなく共通の権利として全ての人に開かれていなければならない」とし、公費による学校の運営が主張されることになる。そして市内の資産 1 ドルにつき $1/2$ ミル (つまり $1/20$ セント) を教育税として課することで 5 万ドルが集まり、現在ある協会の学校を無償にできるだけでなく、人口の増加に対応して学校を新設し、また高水準の授業を行うための High School と教育養成のための Academy をそれぞれ 1 つずつ開校することができる計画されていた。

この教育税の提案は、まず1829年に市会、州議会で要求額の $1/4$ すなわち $1/8$ ミルを認められ、そして1831年には $1/2$ ミルの課税が許可された。そして翌1832年2月3日に協会は授業料制を廃止して、ニューヨーク市で教育の無償制が確立されることになる。

では、今回の無償制は1826年以前のそれと質的に異なるものであろうか。「慈善としてではなく共通の権利として」ということは、以前の無償制が会員の寄付金によって実現していたのに対し、今回は公費による点に現れている。だが協会の「理事が不動産や動産を所有する階層の指導的なメンバーであるので、彼ら自身が新しい財産税の影響を最も受けようになる。従って、同僚の資産家の支持を取りつけるには、理事は好ましい位置にいた」²⁴⁾ とシニカルに評価されるように、資産家にとっては寄付であれ税金であれ同じことであったのかかもしれない。この点は「呼びかけ」が資産家に向けて、「あなた方自身はより高度な学校、[高い授業料の私立学校] しか利用しないとしても」、「あなた方の財産と特権を一番保障するのは、教育を最大限普及させることである」と説得したことにはからずも現れている。つまり「共通の権利として全ての人に開かれ」た学校は、市の上層部の人々が利用しないことを協会は当然の前提としていたのである。今回の改革により、ニューヨーク市は全ての人に開かれて公費で維持される「公立学校」という原則を確立したのであるが、それは当初より市の上層部を除外したものであった。「呼びかけ」の持つ平等主義的な側面は、支配層の地位の安定を維持するために、社会不安を解消するという限りのものであったのだろうか。

換言すれば「権利」を提唱した当時者は、その「権利」の行使を考えていなかったのである。貧困な人々にとっては、「権利」は与えられたものであり、従ってその「権利」は提唱者の事情により即座に義務へと転化するものであった。それは授業料を廃止した1832年に、子どもを就学させない親には様々な公的扶助の受け取りを禁止することを提案したことによると示されているだろう。

1832年の無償制の実現に対する最終的な評価は、次章でthe Working Men's movementが行った協会批判と、彼らが提起した3つの公教育構想を検討した後に、下すことになる。これまで主として協会内部での教育観の変更を対象としてきたが、これらをニューヨーク市の社会的文脈の中に据え直すことが次章での課題となる。

《註》

- 1) Cubberley, Ellwood P., *Public Education in the United States*, Houghton Mifflin Co., 1947, p.199
- 2) 梅根悟監修『世界教育史大系17 アメリカ教育史I』、講談社、1975
- 3) 青木薰『アメリカの教育思想と教育行政』、ぎょうせい、1981。とりわけ「第2章 ニューヨーク市無償学校協会とクリントンの教育思想」
- 4) 永塚史孝「Free School Society of New York City の設立について」、日本大学『教育学雑誌』、1990、No. 24
- 5) 拙稿「ニューヨーク市教育委員会制度導入過程の検討」、牧柾名編『公教育制度の史的形成』、梓出版社、1990、p.248
- 6) 公立学校協会は1805年から1853年まで存続したが、名称は、1805年「いかなる宗教団体にも属さず、あるいはいかなる宗教団体からも教育を受けていない貧困な子どもを教育するために、ニューヨーク市に無償学校を設立するための協会」(The Society for Establishing a Free School in the City of New York, for the Education of such poor Children as do not Belong to, or are not Provided for by, any Religious Society), 1808年「ニューヨーク無償学校協会」(The Free School Society of New York), 1826年「ニューヨーク公立学校協会」(The Public School Society of New York)と変わっている。本稿では便宜上、公立学校協会で統一することにする。
- 7) An Act in Relation to the Free School Society of New York (Law of 1826), in Bourn, W. O., *History of The Public School Society of the New York City*, 1870, reprinted, Arnon Press & The New York Times, 1971, pp.101-102.
- 8) 協会の設立に参加した人々の、経歴や社会的な地位については、Duffy, Julia, A., *The Proper Objects of Gratuious Education*, (Unpublished Doctoral Dissertation, Columbia University, 1969) が詳しく分析している。
- 9) An Adress to the Public, in Bourne, op. cit., pp.6-8
- 10) Report of a Committee of The Trustees of The Free School Society on The Distribution of The Common School Fund, in Bourne, op. cit., pp.85-94
- 11) 前掲、拙稿「ニューヨーク市教育委員会制度導入過程の検討」
- 12) 拙稿「18世紀末ニューヨーク市における教育の態様に関する一考察」(『東京大学教育学部教育行政学研究室紀要』第8号、1988) を参照。
- 13) Pascu, Elaine W., *From Philanthropic Tradition to The Common School Ideal*, Unpublished Doctoral Dissertation, Illinois University, 1980, pp.447-449.
- 14) Cutlerによると、理事の、少なくとも半数は金融業と商業に従事していた。さらに理事の12%は医者と法律家である。
- 15) Cutler III, William W., *Philanthropy, and Public Education*, Unpublished Doctoral Dissertation, Cornell University, 1968, p.270.
- 16) Wilentz, Sean, *Chants Democratic*, Oxford University Press, 1984, p.400, Table 3 より抜粋。
- 17) Kaestle も同じ主旨の指摘をしている。「無償学校協会のランカスター・システムの大人数授業は、増大する貧困人口を教育する手段として正当化されていたものであるが、協会の公立学校が生徒数を拡大しようとしたときにも、働き続けた。その結果、協会の学校が私立学校からではなく慈善学校から発達したという事実は、貧困の汚名と結び付いただけではなく、明らかに貧困者のために計画された組織と教授法とも結び付いていた」。Kaestle, Carl, F., *The Evolution of an Urban School System*, Harvard University Press, 1973., p.92
- 18) 1826年4月30日と、11月1日の学校別の生徒数は次のとおりである。

る。

	4月30日	11月1日		
		授業料	無 償	
第1番学校	415	492	452	40
第2番学校	男子 396	361	245	116
	女子 319	395	210	95
第3番学校	男子 515	407	293	114
	女子 320	284	187	97
第4番学校	男子 423	304	176	128
	女子 324	280	177	112
第5番学校	男子 506	379	320	59
	女子 239	178	123	55
総計	3,457	2,999	2,183	816

18) Pascu, op. cit., p.458.

学年別の1学期の授業料と教科は次のようになる。

- 1年 25セント アルファベット, スペリング,
石板を使った書き方
- 2年 25セント 1年次の続きを, 読みと計算
- 3年 25セント 読みと計算の続きを, 紙を使つ
た書き方, 釈義 (definitions)
- 4~6年 50セント, 7~9年 1ドル, より進
んだ学習 2ドル
カリキュラムは, 上記の継続と文法, 地理,
地図と地球儀の使い方

19) Ibid., pp.458-462.

20) Bourne, op. cit., p.110.

21) Address to The Public, in Ibid., pp.110-118.

22) ニューヨークの政治については, さしあたり,
Ellis, Frost, Syrett and Carman, *A History of New
York State* (Cornell University Press, 1967) を参照。23) Cutler III, William W., Status, Values and the
Education of the Poor, *American Quarterly*, v.24
n.1, 1972. 3, p.76.24) Ravitch, Diane, *The Great School Wars*, Basic
Books, 1974. p.25.

<付記>

本稿は、文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励
費）による研究成果の一部である。